

認定歯科医の復活、再申請について

日本栄養治療学会認定資格 認定歯科医制度施行細則に基づき、認定歯科医の復活、再申請については下記要綱にて施行します。

記

「認定歯科医」復活、再申請のお知らせ

申請期間：2025年8月1日（金）00：00 ～ 2025年8月31日（日）23:59

※期限を過ぎた申請は受理いたしません。

申請書類：※マイページ内【資格情報確認・編集】より添付いただきます。事務局への書類送付はございません。

1. 認定歯科医資格復活願
2. 学会発表、司会等については証明が可能なプログラムと抄録
3. 日本栄養治療学会（旧 日本臨床栄養代謝学会） 学術集会参加証
（※1 回分のみ指定研修プログラムもしくは NST フォーラムへの参加または、JSPEN 栄養マスターコース受講証明をもって充当）
（※参加が確認されている学術集会は自動反映しております。自動反映されている場合は参加証の添付は不要です。）
4. 認定歯科医認定証

※「認定歯科医の復活、再申請について」をお読みいただき、提出書類に不備・不足の無いようご確認ください。

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会にて、11月～12月に認定審査を行います。2026年の定時社員総会にて承認後、認定された方に対して合格証明書を送付いたします。認定証は認定更新料（10,000円）および2026年度年会費の納入者に対して交付されます。

以上

一般社団法人 日本栄養治療学会
認定・資格制度委員会委員長 増本幸二

認定歯科医の復活、再申請について

前記のとおり認定医・指導医の復活、再申請を実施いたします。申請予定の方は、これらの諸事項に留意され手続きに不備不足の無いよう申請をお願いいたします。

■認定歯科医の復活、再申請の要件（認定医・指導医制度規約施行細則第4章）

第11条 やむを得ない事情により、第20条(制度規約)に該当したものは、その処遇について認定委員会で検討を行う。

第12条 第12条4項(制度規約)または第20条(制度規約)によって資格を喪失した者は、以下1-3の条件をもって、認定歯科医資格を復活する。なお、認定歯科医資格の復活申請は、通常の認定歯科医資格更新申請時に行うものとする。

1. 日本栄養治療学会の会員歴を継続しており、かつ会費を完納していること。
2. 所定の書式にて認定歯科医資格復活願を提出すること。
3. 認定歯科医資格の復活を希望する年から起算して、過去5年以内に認定歯科医資格の更新条件を満たしていること。

第13条 復活後の認定期間は改めて開始するものとする。なお、認定歴の起算は、資格の停止および喪失の期間を除く以前の認定期間も含めるものとする。

※認定歯科医の更新申請要件（認定歯科医制度規約第15条、第16条）も併せてご確認ください。

■申請・書類添付に関する注意

1. 提出が必要な書類は、マイページから添付いただく形式です。添付いただく場合は、スマートフォンなどで撮影した画像でも構いませんが、不鮮明・見切れているものは無効です。
すでに参加を確認できている学術集会参加歴は自動反映されておりますので、その場合は参加証を添付いただく必要はございません。
2. 申請期限を厳守すること。締め切りを過ぎたものについては受理いたしません。
また、提出された書類については返却いたしませんので、ご注意ください。